

春日井市民病院納入通知書兼領収書広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日井市民病院の診療費に係る納入通知書兼領収書（以下「領収書」という。）に広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）について、春日井市広告掲載要綱（平成18年8月25日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 要綱第3条第2項第19号に規定するその他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるものは、次の広告とする。

- (1) 医療機関、医療関係事業（薬局、整骨院及び鍼灸マッサージ治療院の事業者など）に関するもの。
- (2) 墓地、墓石若しくは葬祭関係事業者等に関するもの。

(広告主の募集方法)

第3条 広告主の募集は、春日井市ホームページ、広報春日井等に掲載することにより行うものとする。

(広告の販売)

第4条 広告の販売は、要綱第4条第1項第3号の方法により行うものとする。

(掲載の申込み)

第5条 広告掲載を希望する者は、春日井市民病院納入通知書兼領収書広告掲載申込書（第1号様式）に掲載しようとする広告の原案を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、要綱第3条第2項及び第3項の規定に照らし、広告の原案及び広告主としての資格を審査し、可否を決定する。

2 市長は、広告掲載を決定したときは、春日井市民病院納入通知書兼領収書広告掲載決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。

3 募集枠を超えて申込みがあった場合は、公開抽選により決定する。

(原稿の提出)

第7条 広告主は、要綱第5条第1項の規定に基づき、掲載しようとする広告の原稿を市長が別に定める期日までに提出し、その承諾を受けなければならない。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、別に定める期日までに、所定の納入通知書により広告掲載

料を一括納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第9条 納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責任によらない理由の場合は、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。この場合において、市長は、春日井市民病院納入通知書兼領収書広告掲載取消通知書（第3号様式）により、広告主に通知するものとする。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 要綱第5条第2項に規定する仕様の変更又は条件に従わないとき。
- (3) その他市長が広告掲載に支障があると認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、広告掲載の取り下げをしようとするときは、決定通知書を受けた日から起算して7日以内に春日井市民病院納入通知書兼領収書広告掲載取下申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、領収書の広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 5月 7日から施行する。